

◎新潟県告示第353号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（昭和48年10月19日新潟県告示第1475号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 海岸名 村上海岸 柏尾地区海岸

2 指定区域

地点0～12を順次に結んだ線、地点12と12'を結んだ線、地点12'～0'を順次に結んだ線及び地点0'と0を結んだ線に囲まれた区域並びに地点13～27を順次に結んだ線、地点27と27'を結んだ線、地点27'～13'を順次に結んだ線及び地点13'と13を結んだ線に囲まれた区域。

ただし、二級河川大川の河川区域を除く。

3 指定年月日 令和3年3月26日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	村上市柏尾字中瀬2812番1地先	No. 0	No. 0'	No. 0	285-07	141.210
0-1	字中瀬2812番1地先	No. 0-1	No. 1'	No. 0	317-09	147.690
0-2	字中瀬2812番1地先	No. 0-2				
1	字中瀬2812番7	No. 1	No. 2'	No. 1	314-28	300.170
2	字中瀬2812番50	No. 2				
3	字中瀬2820番地先	No. 3	No. 3'	No. 3	284-45	283.540
4	字中瀬2820番地先	No. 4				
5	字中瀬2819番地先	No. 5				
6	字中瀬2816番	No. 6	No. 4'	No. 6	279-57	249.740
7	字中瀬2816番	No. 7	No. 5'	No. 7	223-37	269.60
8	字中瀬2816番	No. 8	No. 6'	No. 8	214-16	167.430
8	字中瀬2816番	No. 8	No. 7'	No. 8	204-00	169.040
8	字中瀬2816番	No. 8	No. 8'	No. 8	174-44	31.770
9	字中瀬2816番	No. 9	No. 9'	No. 9	214-53	24.520
10	字中瀬2816番	No. 10	No. 10'	No. 10	209-57	26.020
11	字中瀬2816番	No. 11	No. 11'	No. 11	215-57	22.240
12	字中瀬2816番地先	No. 12	No. 12'	No. 12	213-20	15.430
13	字砂場2783番2	No. 13	No. 13'	No. 13	259-57	92.000
14	字砂場2785番1地先	No. 14	No. 14'	No. 14	284-27	80.500
15	字立栗2813番3	No. 15	No. 15'	No. 15	283-12	87.000
16	字立栗2813番3	No. 16	No. 16'	No. 16	291-17	96.000
17	字立栗2813番2地先	No. 17	No. 17'	No. 17	293-57	85.850
18	字立栗2813番2地先	No. 18	No. 18'	No. 18	291-57	86.800
19	字八幡301番7地先	No. 19	No. 19'	No. 19	275-27	97.000
20	字八幡301番7	No. 20	No. 20'	No. 20	239-57	82.560
21	字八幡301番7	No. 21	No. 21'	No. 21	249-57	77.000
22	字立栗253番地先	No. 22	No. 22'	No. 22	259-27	81.500
23	字立栗253番	No. 23	No. 23'	No. 23	277-37	85.000
24	字立栗3番6地先	No. 24	No. 24'	No. 24	293-27	84.000
25	字立栗3番6地先	No. 25	No. 25'	No. 25	301-57	84.000
26	字立栗3番6地先	No. 26	No. 26'	No. 26	268-27	91.000
27	字ヒトハ子山2788番16	No. 27	No. 27'	No. 27	255-41	68.600
指 定 延 長				1,731.96m		

